

## 電波法

### (目的外使用の禁止等)第 52 条

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

1. 遭難通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
2. 緊急通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
3. 安全通信(船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
4. 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)
5. 放送の受信
6. その他総務省令で定める通信

### 第 110 条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1. 第4条の規定による免許又は第27条の18第1項の規定による登録がないのに、無線局を開設し、又は運用した者
2. 第27条の7の規定に違反して特定無線局を開設した者
3. 第100条第1項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者
4. 第52条、第53条、第54条第1号又は第55条の規定に違反して無線局を運用した者
5. 第18条第1項の規定に違反して無線設備を運用した者
6. 第72条第1項又は第76条第1項(以上の各規定を第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第100条第1項の設備を運用した者
7. 第74条第1項の規定による処分に違反した者
8. 第38条の22第1項(第38条の29及び第38条の38において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
9. 第38条の28第1項(第1号に係る部分に限る。)、第38条の36第1項(第1号に係る部分に限る。)  
又は第38条の37第1項の規定による禁止に違反した者

第110条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1. 第38条の17第2項(第38条の24第3項及び第71条の30第11項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
2. 第102条の6の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせた者

3. 第 102 条の 8 第 1 項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせた者  
第 110 条の 3 第 39 条の 11 第 2 項 (第 47 条の 5、第 71 条の 3 第 11 項、第 102 条の 17 第 5 項及び第 102 条の 18 第 13 項において準用する場合を含む。) の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター又は指定較正機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。  
第 110 条の 4 第 99 条の 9 の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

## 電気通信事業法

(端末設備の接続の技術基準) 第 52 条 電気通信事業者は、利用者から端末設備 (電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含む。) 又は同一の建物内であるものをいう 以下同じ。) をその電気通信回線設備 (その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第 69 条及び第 70 条において同じ。) に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準 (当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第 69 条において同じ。) に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

1. 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
2. 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
3. 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること

## (電気通信事業の登録) 第 9 条

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、その者の設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう 以下同じ。) の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は、この限りでない。【則】第 3 条

(登録の取消し等) 第 100 条 総務大臣は、登録認定機関が第 87 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

総務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. この款の規定に違反したとき。
2. 第 97 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。
3. 不正な手段により第 86 条第 1 項の登録又はその更新を受けたとき。

総務大臣は、第 1項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。